

# 愛知県精神医療センターニュース

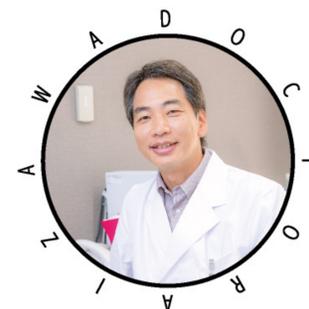


## 特集 地域医療連携室

【シリーズ】 教えて先生  
医療観察法医療について

INFORMATION  
2023年文化祭を開催しました！

## 教えて先生



今号の先生

医療観察法病棟医長  
合澤 祐

### TITLE 医療観察法医療について

当院では医療観察法に基づく鑑定、入院、通院治療を行っています。医療観察法というのは、司法精神医療に関する法律で、心神喪失または心神耗弱の状態で大な他害行為を行った方に対して、社会復帰を目的に専門的で手厚い治療と処遇を行う仕組みを定めたものです。さて、医療観察法に基づく医療を行っているという聞いて、みなさんはどのような印象をお持ちになるでしょうか。ものすごく怖い凶悪犯罪者がいるのではないかという不安を持つ方もおられるでしょう。あるいは、どうして大な他害行為を行った人に手厚い医療を行うのだ、助けを必要としている善良な患者さんが他にたくさんいるのに、と思う方もいるでしょう。逆に、本来自由であるべき人間に強制医療を行う人権侵害だと、この制度に反対の方もおられるかもしれません。ここでは、医療観察法医療について、少しでも知っていただく機会になればと思います。

医療観察法の病棟に入ればすぐ分かるのですが、そこに入院している患者さんたちは怖い人たちではありません。ふつうの患者さんです。入院のきっかけとなる他害行為を起こしたときに、精神病(統合失調症や重度の気分障害など)が著しく悪化して物事の現実的な判断能力を失っており自分の行動を制御できなかったのです。医療や支援体制により精神病の状態が改善し、改善した状態を維持できれば再び同じような他害行為に至ることなく、社会生活が送れる人々なのです。他方、次のような人たちは医療観察法医療の対象にはなりません。けんかをして一時的な怒りに我を忘れて、とか、日頃の行き違い

から憎しみが募って、といった通常感情に基づく他害行為の場合、あるいは、病気の症状としてではなく人格や特性から意図的に他害行為が行われた場合などです。このような場合は司法の領域で裁かれ処遇されることになります。

医療観察法医療では国の予算により通常精神医療よりも手厚い医療が行われています。一人の患者さんごとに、医師、看護師、心理士、作業療法士、精神保健福祉士が患者さんとチームを作って一緒に治療を進めます。さらに、保護観察所の社会復帰調整官が処遇全体のマネジメントを行い、そこに家族や付添人(弁護士)、地域の支援者の方たちが参加して、多くの専門家、支援者による社会復帰とその維持のための支援体制を作っています。では、なぜ、通常よりも手厚い支援体制が必要となるのでしょうか。それは、医療観察法の対象となる患者さんが、社会復帰に関して二重のハードルを抱えているからです。つまり、精神病であることと他害行為を起こしたことにより、社会から二重の偏見を受け、また自分のなかでも二重の苦しみを持っているために社会復帰が二重に困難であるからです。

当院の医療観察法医療に携わるスタッフは、患者さんの社会復帰に向けて、患者さんと一緒に二重のハードルを乗り越えるべく、日々、努力を重ねています。読者みなさまのそれぞれの立場で、医療観察法制度の理解を深めていただき、困難に直面する患者さんの理解者、支援者、伴走者になっていただければ幸いです。

愛知県精神医療センターニュースへのアンケートにご協力ください！



### Information

## 2023年文化祭を開催しました！



2023年文化祭の様子

当センターでは、2023年11月3日(金・祝)に文化祭を開催しました。今年は4年ぶりに病院全体で開催し、晴天にも恵まれ、患者さんやそのご家族、地域の方々を始めとする多くの方にご来場いただきました。

当日はバザーや演芸会、院長による特別公開講座、ホースセラピー(乗馬体験)といった様々なイベントを実施しました。当院の職員はもちろん、地域の作業所の皆様や乗馬クラブ関係者の皆様、ジャズオーケストラ Free Hills Jazz Orchestra の皆様のご協力もあり、多くの方に楽しんで頂けたかと思えます。

来年も同様の形で文化祭を開催できればと思っております。今後も皆様の当センターへの期待に応えられるよう努力を続けていきます。



地域医療連携室長  
(兼副院長)  
羽瀬 知可子

「地域医療連携室」は、皆さまと精神科入院・専門医療とをつなぐかけ橋でありたいと願っています。お住まいの地域の医療機関と連携しながら、皆さまの生活の安心をお手伝いします。

# 地域医療

Community Health Center

# 連携室

当センターは、その人らしく生活を送ることができるよう、お手伝いしてまいります。

地域医療連携室は、地域医療連携室長(兼副院長)と精神保健福祉士、看護師、事務の多職種で構成しております。



## 普及啓発・地域との交流

当院と地域の医療・保健福祉機関をつなぐ窓口として、地域での会議へ積極的に参画しております。事例検討会、外部講師等の依頼もお受けしております。



## より専門的な精神科医療

当院では、精神科疾患全般を扱う一般外来のほか、各種専門外来を開設しております。ご利用を希望の方は、お問合せください。



## 入退院調整

入退院に伴う困りごとや、入院後の療養、退院後の生活について、入院中より、地域との連携を図り支援を行います。気がかりなこと、不安に感じられていることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。



## 各種相談・受診相談

当院では、緊急対応等をはじめ、地域の医療機関からの紹介における診療所等(\*)に対応しております。また、必要に応じて、地域との連携を図ってまいります。



## 地域医療連携室

### ※医療機関からのご紹介手順 ご相談の流れ

- 1 まずは、かかりつけの医療機関から地域医療連携室に直接お電話ください
- 2 診療情報提供書をFAXにてお送りください
- 3 当院医師と協議いたします
- 4 受入れが決定しましたら、受診日時をご連絡いたします



### 地域医療連携に関するアンケートを実施しました

令和5年2月に、地域医療連携に関するアンケートを、精神疾患の診療を行う診療所(名古屋市内)179件に行い、87施設(回収率48.6%)からご回答をいただきました。アンケートの内容からは、当院と診療所が共同に行うカンファレンスの実施や事例検討会など、今後もより丁寧な情報共有を行いたいなどのご意見をいただきました。

今後も、より開かれた風通しのよい医療機関であるために、患者様、ご家族、関係者の皆様の声を大切に取り組みでいきたいと考えております。

当院へ紹介したことがありますか?  
(アンケートより一部抜粋)

